

船舶事故調査報告書

令和4年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和3年9月27日 18時50分ごろ
発生場所	千葉県千葉港千葉第2区 千葉港五井防波堤灯台から真方位145°250m付近 （概位 北緯35°33.1′ 東経140°04.1′）
事故の概要	油タンカーまこと丸は、航行中、防波堤に衝突した。
事故調査の経過	令和3年11月16日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー まこと丸、195トン
船舶番号、船舶所有者等	117783、誠海事株式会社
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板に圧損、左舷ベルマウスに亀裂、左舷錨に曲損 防波堤 欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約3.4m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長及び航海士ほか2人が乗り組み、千葉港千葉第2区の錨地で補油作業を終え、船長及び航海士が船橋当直につき、市原航路東側入口付近を西北西進中、船長が、赤色の灯光1個を左舷方に見て通過したので、千葉港五井防波堤を通過したと思い、左転して航行したところ、同防波堤に衝突した。</p> <p>船長は、船舶所有会社担当者を経由して海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、船首の損傷状況を確認したところ損傷が見えなかったため、航行可能であると判断し、京浜港川崎区へ帰航した。</p> <p>船長は、夜間に市原航路を航行するのは約2年ぶりであったが、昼間に航行している経験から目視のみで航行できると思った。</p> <p>船長は、本船のレーダーが古い型式であり、同レーダーの調整に慣れていなかったため、レーダーを使用していなかった。</p> <p>船長は、千葉港市原航路第6号灯浮標の灯光（単閃赤光、毎3秒に1閃光）をその西方に位置する千葉港五井防波堤灯台の灯光（群閃赤光、毎7秒に2閃光）と思い、航路標識の位置関係を間違えていたことを本事故後に知った。</p>
分析	本船は、西北西進中、船長が、昼間に航行している経験から市原航路を目視のみで航行中、左舷方に見た赤色の灯光1個を千葉港五井防波堤灯台と思い、左転して航行したことから、五井防波堤に衝突した

	ものと考えられる。
原因	<p>本事故は、夜間、本船が西北西進中、船長が、昼間に航行している経験から市原航路を目視のみで航行中、左舷方に見た赤色の灯光1個を千葉港五井防波堤灯台と思い、左転して航行したため、五井防波堤に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>船舶所有会社は、本事故後、本船に船舶自動識別装置（AIS）を設置し、本船の乗組員に対して京浜港内での航路通航計画等について再教育を実施し、所有船の乗組員に対して本事故の経緯を周知した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、港内を航行する際、事前に海図等で航路標識の位置関係を確認し、適宜レーダー等の航海計器を活用して船位を確認すること。 ・ 船長は、レーダーの調整に慣れておくこと。